

インフルエンザの出席停止期間について

氷見市教育委員会

1 出席停止期間の算定基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

（「学校保健安全法施行規則第19条」より）

2 出席停止の期間の例

(1) 発症後、2日目に解熱した場合

12/4(水)	12/5(木)	12/6(金)	12/7(土)	12/8(日)	12/9(月)	12/10(火)
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
高熱	高熱	解熱	①	②	③	

※ 12/8(日)で解熱後2日経過したが、発症後5日経過していないので、12/9(月)も出席停止となる。

(2) 発症後、3日目に解熱した場合

12/4(水)	12/5(木)	12/6(金)	12/7(土)	12/8(日)	12/9(月)	12/10(火)
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
高熱	高熱	高熱	解熱	①	②	

※ 12/9(月)で発症後5日経過で、かつ、解熱後2日経過したので、12/10(火)から出席可能となる。

(3) 発症後、4日目に解熱した場合

12/4(水)	12/5(木)	12/6(金)	12/7(土)	12/8(日)	12/9(月)	12/10(火)	12/11(水)
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	出席可能
高熱	高熱	高熱	高熱	解熱	①	②	

※ 12/9(月)で発症後5日経過しているが、解熱後2日経過していないので、12/10(火)も出席停止となる。